

多摩市告示第 5 8 1 号

多摩市文化芸術振興計画有識者会議設置要綱を次のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市文化芸術振興計画有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市文化芸術振興計画（文化芸術を通して多摩市が目指す街の将来像を示す多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策、手段及び手順を定める計画をいう。以下「計画」という。）の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の基本的な方針、目指すべき方向性、成果目標等に関すること。
- (2) 計画に定める具体的な施策及びその実施に必要な手段その他必要な事項及び内容に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。） 1 0 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 次のいずれかに掲げる者 8 人以内
  - ア 多摩市文化芸術ビジョン検討委員会設置要綱（令和 4 年多摩市告示第 3 1 7 号）附則第 2 項の規定による失効前の同要綱第 3 条に規定する委員（同条第 2 号に掲げる者に限る。）であった者
  - イ 多摩市内における文化、芸術等に資する活動の経験を有する者
  - ウ 多摩市内における文化、芸術等に関する施設又はイベントその他の事業等を運営する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、有識者会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 有識者会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 有識者会議の会議は、会長が主宰する。
- 3 有識者会議の会議は、原則として公開する。
- 4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。